

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成30年1月25日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	三井経光
同	池田清

措置の通知書

平成 29 年度 随時監査（工事監査・前期）（29 監査第 102 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>1 計画について 計画に関し注意すべきもの （報告書 3 ページ）</p> <p>旧長野電鉄屋代線跡地を自転車・歩行者専用道路として整備する千曲川新道活性化プラン事業について意見を申し上げる。</p> <p>計画総延長 16.3 km のうち、松代及び若穂地区を合わせた平成 28 年度末時点における整備は延長 1 km に留まっている。このような進捗状況で推移すると、完成には 20 年以上の事業期間が必要となる。</p> <p>これは自転車・歩行者専用道路としては、道路幅員が広いこと、車道と同等な舗装構成であること、また、路肩等に雑草の繁茂を抑制するウッドチップの敷設や必要以上の照明の設置など、建設コストが道路整備 1 m につき概ね 15 万円と高額な整備となっていることが、一因として挙げられる。</p> <p>今後は、千曲川新道活性化プランの事業目的を明確にし、建設費の縮減など全体計画の見直しが必要と思われる。</p> <p>さらに、この道路と周辺誘客施設を結び付けた観光振興策を検討するなど、地域活性化への起爆材となる魅力的で有効な施設となるよう、地元や民間事業者との連携の下で積極的なソフト対策への取り組みを図ることが望ましい。 （交通政策課）</p>	<p>千曲川新道活性化プランについては、旧長野電鉄屋代線跡地の活用を図るため、平成 24 年 12 月に策定した。</p> <p>具体的には、線路跡地を自転車・歩行者専用道路として整備し、主要駅の跡地を専用道路の休憩施設とするほか、パークアンドライド用の駐車場などに整備するものである。</p> <p>道路構造に関しては、維持管理用の車両が走行できることや、雑草対策としてウッドチップを敷設するなどの構造としたため、御指摘のとおり、1 m 当たりの単価が高くなり、整備区間が伸びない要因となっている。</p> <p>このため、地元住民自治協議会と協議し、舗装構成の見直し、ウッドチップの施工を行わず、そのままの法面とすることなどにより、工事単価の縮減、工事区間の延長を図ることで、地元の合意が得られ、1 m 当たりの工事単価は 8 万円程度に縮減できると積算している。</p> <p>ただ、隣接地との関係で、必要な区間については、側溝を設置することとしているため、区間によっては若干の単価の増加も想定している。</p> <p>同じ予算額でも、整備延長が延ばせるようにしていきたいと考えている。</p> <p>さらに、千曲川新道周辺の史跡など、観光誘客施設と結び付けた観光振興策については、千曲川新道や周辺地域の活性化には必要不可欠な事項と考えており、地元や観光振興課などと協議していきたい。 （交通政策課）</p>

措置の通知書

平成 29 年度 随時監査（工事監査・前期）（29 監査第 102 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 施工について 工事施工計画書の提出に関し注意すべきもの （報告書 4 ページ）</p> <p>篠ノ井塩崎地区の導水路掘削工事において、工事着手前に提出すべき工事施工計画書の提出がなされていない事例があった。</p> <p>「長野市建設工事共通仕様書」の第 1 編「共通編」第 1 章「総則」第 1 節「総則」「1-1-1-5 施工計画書」において、「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての工事施工計画書を監督員に提出しなければならない。」とされている。工事施工計画書は、発注者及び受注者が設計どおり工事目的物を完成するための必要かつ重要な書類であり、指導・徹底に努められたい。</p> <p>（農業土木課）</p>	<p>工事施工計画書の提出については、再発防止のため、課内研修において「長野市建設工事共通仕様書」の記載事項の再確認を行い、適正な処理を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>（農業土木課）</p>

措置の通知書

平成 29 年度 随時監査（工事監査・前期）（29 監査第 102 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>3 設計及び施工について 道路の修繕設計と施工に関し注意すべきもの （報告書 4、5 ページ）</p> <p>中条日下野地区の市道において崩落した法面と路肩の修繕工事の竣工から 3 か月後、路肩の沈下と法面の崩落が発生し、車両の通行に支障が生じた事例があった。設計では法面下部に丸太柵を設置し、法面上部には植生緑化を施して、コンクリート舗装版の下が抜け落ちた部分に土砂を埋め戻すという安易なものであった。</p> <p>これでは、コンクリート舗装版が浮いた状態のまま、人力により道路側面からコンクリート舗装版の下を埋め戻す作業となり、十分な転圧が行えず、締め固めの効果が期待できないこととなる。</p> <p>また、工事期間が積雪のある冬期であったため、融雪による法面周辺の地盤の緩みを招き、沈下や崩落を引き起こした要因にもなった。</p> <p>「長野市建設工事共通仕様書」第 1 編「共通編」第 2 章「一般施工」第 3 節「共通の工種」「1-2-3-3 作業土工（床堀り・埋戻し）」の 11 項で、「受注者は構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締め固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。」とある。また、同 14 項では、「受注者は、埋戻しの施工に当たり、適切な含水比の状態で行わなければならない。」とされている。</p> <p>現場を良く調査した上で、現状に適した法面の安定が確保できる設計とするとともに、冬期を避けた施工とすることにより、沈下や崩落の再発は防げたものである。</p> <p style="text-align: right;">（西部土木事務所（維持課））</p>	<p>現状に適した法面の安定が確保できる設計とすることについては、埋め戻し土の選定および転圧ができない計画であったため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋め戻し土の適切な含水比の確保 ・転圧の可能な設計とする <p>以上の改善を図る。</p> <p>冬期を避けた施工とすることについては、可能な限り冬期の施工時期を避け、余儀なく工事期間が冬期となる場合は、十分締め固めが可能な埋め戻し土、又は、砕石を使用するなど改善を図る。</p> <p>今後、工事発注に際し、現場条件や土質の状況を踏まえ、調査を実施し施工時期に配慮した設計をする。また、工事に際しては、設計書どおり施工がされているか、しっかり監督をする。</p> <p>なお、本工事箇所は、平成 29 年度中に市単災工事に対応する予定です。</p> <p style="text-align: right;">（西部土木事務所）</p>

措置の通知書

平成 29 年度 随時監査（工事監査・前期）（29 監査第 102 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>第 6 工事契約に関して (1) 小規模工事契約における業者選定について (報告書 6 ページ)</p> <p>契約金額 70 万円未満の工事（以下「小規模工事」という。）の施工業者選定について、意見を申し上げる。小規模工事は、各事業担当所属長を委員長とした「業者選定委員会」により施工業者を選定し、入札事務が不要となるため、緊急対応工事においては、有効な選定手法である。</p> <p>しかし、「指名（見積）業者選定調書」（第 31 条様式）に施工業者決定過程の記載がなく、選定事業者の欄に○印のみを記入した事例が散見された。</p> <p>小規模工事における業者選定の「公平性」や「透明性」を担保する上で、業者候補を選定した理由と決定経緯を調書に明示することが重要であり、「指名（見積）業者選定調書」には、事業者選定の明確な理由と選定委員による事業者決定の過程を適確に表記されたい。</p> <p>なお、契約課においては、小規模工事の業者選定に関する具体的な要領、マニュアル等の整備を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(契約課)</p>	<p>小規模工事の業者選定については、「指名（見積）業者選定調書」の様式、記載方法等を検討中であり、来年度庁内に周知してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">(契約課)</p>

措置の通知書

平成 29 年度 随時監査（工事監査・前期）（29 監査第 102 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(意見)</p> <p>第 6 工事契約に関して (2) 建設工事に係る設計図書の誤りによる契約行為の中止について (報告書 6 ページ)</p> <p>市が発注した工事において、前年度に引き続き本監査期間中に設計図書の誤りなどによる原因で、事業者との入札及び入札に係る事務が中止となる事例があったことについて、再度意見を申し上げる。</p> <p>前年度も設計図書の誤りと再発防止について指摘したところであるが、単価入力ミスによる積算額の誤りが再発したこと、応札者から設計書の内容と図面の表記が一致していないとの問い合わせに対して、誤った回答をしたこと等により入札後の事務が中止となる事例があったものである。</p> <p>これらは、材料費の単価入力チェックが甘く積算ミスが生じたり、図面に記載されている内容を十分に確認しないまま、設計条件を誤って回答したことが原因である。</p> <p>積算誤りによる入札中止や応札者への不適正な対応による入札後の事務中止は、事業者の信用を損なうばかりか、再入札による工事の遅れにより、公共事業の執行に対する不安を市民に与えかねない。</p> <p>設計積算に関わる関係部局は、ミスにつながりやすい設計業務の課題分析や職員同士による情報の共有化を図るとともに、組織的なチェック体制を強化し、ミスの根絶に努められたい。</p> <p>また、設立された事務処理適正化対策委員会においては、設計積算誤りの再発防止を徹底できるチェックリストの作成や管理職による確実かつ有効なチェック体制を定めるなど、新たな具体策を検討されたい。</p> <p>(道路課) (維持課) (検査課)</p>	<p>積算誤りの再発防止策として、昨年より研修会の開催、チェック体制の強化、情報の共有化等を実施しているが、入札中止がまだ発生していることから、入札参加者の多くが利用している積算ソフトを 9 月に導入しチェック体制を強化した。</p> <p>今後も、設立された事務処理適正化対策委員会の建設専門部会による防止策の実施とともに、課内における再発防止体制の強化と検証に努めていく。</p> <p>(道路課)</p> <p>積算誤りの再発防止策として、昨年より研修会の開催、チェック体制の強化、情報の共有化等を実施しているが、入札中止がまだ発生していることから、各土木事務所間で設計積算方法に相違が生じないように、工種の詳細を把握できる共有データベースを整備し情報共有を強化することで、積算誤りの防止に努めている。</p> <p>今後も、設立された事務処理適正化対策委員会の建設専門部会による防止策の実施とともに、課内における再発防止体制の強化と検証に努めていく。</p> <p>(維持課)</p> <p>事務処理適正化対策委員会の建設専門部会は、建設工事での設計積算誤りが続いている現状を踏まえ、改めて全庁的な原因等の分析・検証や再発防止策の検討、徹底を図ることを目的に設置され、建設関係 24 部署から構成されている。</p> <p>対策の具体的な検討として、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準改定時及び定期的な講習会、研修会の開催 2. 担当内・外のクロスチェックの徹底、チェックリストの利用と更新、材料単価入力一覧の作成 3. 資格取得の啓発、技術基準本・資料の整備 4. 積算統一事項見直しによる違算防止 5. 先進市への状況及び対策の照会（契約・入札関係含む）の各対策を進めていくこととした。

措置の通知書

平成 29 年度 随時監査（工事監査・前期）（29 監査第 102 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
	<p>以上を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術系職員対象として、8月21日に積算誤り防止研修会、9月28日に10月1日付け積算基準改定研修会を実施 ・積算部署におけるそれぞれのチェックリストの提出を求め、他部署のものを参考とした見直しを依頼、また積算解析システムによる照査方法を強化 ・研修会において、資格試験等受験に係る公費負担制度を紹介し、資格取得を啓発 ・整合を図ることが必要な部分の積算統一事項を更新するとともに、積算システムの改善を図る。 ・県及び中核市に照会し、参考となる事例として入札契約制度の検討と工事担当部署に各1名積算主任を指名し「積算主任会議」の開催による積算誤り防止徹底を決めた。 <p>建設専門部会を中心に今後も更なる再発防止の徹底を図る。</p> <p style="text-align: right;">（検査課）</p>